

「令和4年度 実務者のための設計・監理契約講習会」Q&A

「実務者のための設計・監理契約講習会」で寄せられた質問と回答を掲載します。なお、全ての質問に対して回答しているわけではありませんので、ご了承ください。

質問種別	質問	回答
契約について	設計を2社共同で行う場合、契約書の受託者に2社連名で記載することでよいでしょうか。	2社のJVで契約する場合は、2社が登録している建築士事務所について、名称・所在地等をそれぞれ記載してください。
契約について	建築主から約款の一部について変更が求められた場合、変更は可能でしょうか。また、約款の一部変更について相談できますか。	契約は双方の合意により成立しますので、契約当事者の双方が合意によりその内容を変更することは可能です。(具体的には、消し線等で修正し双方の訂正印を押印する、あるいは特約で修正、変更するなどの方法があります。)ただし、約款を大幅に修正する場合は、契約内容の整合がとれなくなる(まったく別の契約となる)こと等も考えられるため、弁護士等の専門家に相談することをおすすめします。
契約について	契約書の電子化は認められていますか。また、電子化が認められている場合、約款の扱いはどうなりますか。	建築士法第22条の3の3第4項では、契約の相手方の承諾を得ることで、書面の交付に代えて電子的な契約が可能であることが規定されています。四会研究会のホームページでは、契約書をワードファイルで提供しています。なお、約款については著作権法違反となるコピーの防止の観点等から現在電子的なデータを提供しておりませんので、契約の都度ご購入いただきご使用ください。(一契約・一約款対応)
その他	今後、契約書類が改正されたときに、協会会員に配布することがあるのでしょうか。	契約書類が改正された際はホームページ等で広報されますが、会員へ無料で配布するというようなことはありません。
講習内容について	対面セミナーで、プロジェクターにて説明がございました 例文A:請負契約、例文B:準委任契約の判断例文におきまして 例文Cの契約内容には表記がございましたが、「委任契約」の判断例文として表記されたものとして理解しておけばよろしいですか	その通りです。例文Cは四会約款第23条の表現です。民法による契約の類型では、それぞれ法的な効果が異なる部分がありますが、通常は約款に類型自体が示されているわけではありません。建築設計の契約はどの類型に属するかが定まっておらず、使用する個別の約款の書きぶりによって判断することになります。すなわち、概ね契約の主目的(主たる債務といいます)が「設計図書を完成させて引き渡す」という点にあれば請負型、「専門家として善管注意義務を果たして業務を履行する」あるいは「受託者帰責を理由とする債務不履行による契約

		不適合について責任を負う」といった表現で、善管注意義務を尽くして設計業務にあたることに力点がある約款を用いれば準委任型の契約と判断されます。
契約について	民法第五百四十三条（債権者の責めに帰すべき事由による場合）の趣旨を勘案しますと、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の第 26 条第 4 項及び第 26 条の 2 第 4 項についても、それぞれの前二項と同様に“(委託者 or 受託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。)”との括弧書きがあるべきではないかと考えています。	ご指摘ありがとうございます。ご指摘の内容につきましては、現在は追記したものを頒布しております。
講習内容について	説明で使われた PDF の資料を頂けないでしょうか？	講習会で解説させていただいた内容は、大成出版社より発行しております「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の解説」にて詳しく解説しておりますので、そちらをご参照いただければと存じます。

以上